

南島原市新型インフルエンザ等対策行動計画



令和8年2月

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	4
第1節 感染症危機を取り巻く状況	4
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	5
第3節 市の感染症危機管理の体制	7
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	8
第1節 市行動計画の作成	8
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	9
第3節 市行動計画改定の目的	10
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	11
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	12
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	12
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	13
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	15
(1) 有事のシナリオの考え方	15
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	15
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	18
(1) 平時の備えの整理や拡充	18
(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理	18
(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備	18
(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善	18
(エ) リスクコミュニケーション等の備え	18
(オ) 国と県及び市の連携等のためのDXの推進や人材育成等	18
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え	19
(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた広報・啓発対策の切り替え	19
(イ) 市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止対策	19
(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え	19
(エ) 対策項目ごとの時期区分	19
(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有	19
(3) 基本的人権の尊重	20
(4) 危機管理としての特措法の性格	20
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	20
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	21
(7) 感染症危機下の災害対応	21
(8) 記録の作成や保存	21

第5節 対策推進のための役割分担	22
(1) 国の役割	22
(2) 県及び市の役割	22
(3) 県の役割	23
(4) 市の役割	23
(5) 医療機関の役割	23
(6) 指定(地方)公共機関の役割	24
(7) 登録事業者の役割	24
(8) 一般の事業者の役割	24
(9) 市民の役割	24
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	26
第1節 市行動計画における対策項目等	26
(1) 市行動計画の主な対策項目	26
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	26
① 実施体制	26
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	27
③ まん延防止	27
④ ワクチン	28
⑤ 保健	28
⑥ 物資	28
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保	29
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み	31
第1章 実施体制	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	40
第3節 対応期	42
第3章 まん延防止	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	45
第4章 ワクチン	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期	51
第3節 対応期	54
第5章 保健	58
第1節 準備期	58

第2節 対応期	59
第6章 物資	60
第1節 準備期	60
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	61
第1節 準備期	61
第2節 初動期	63
第3節 対応期	64
用語集	67
南島原市新型インフルエンザ等対策本部条例原市新型インフルエンザ等対策本部条例.....	74
南島原市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱	75

記載の根拠となった政府行動計画、政府ガイドライン又は長崎県行動計画のページを文末に付しており、「行〇〇」は政府行動計画、「G〇〇」は政府ガイドライン、「県〇〇」は長崎県行動計画のページ数をそれぞれ示している。

はじめに

今般の南島原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取り組みが進められてきた。

今般の南島原市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市行動計画の改定に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の様々な対策の選択肢を参考に、国が作成する基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を行っていくこととなる。

政府行動計画は、具体的には、

- 新型コロナ対応の経験やその間に行われた関係法令等の整備
- 内閣感染症危機管理統括庁（以下「総括庁」という。）や国立健康危機管理研究機構³（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- 国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化等を踏まえ、各種の対策を抜本的に拡充し、具体化している。また、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取り組みを充実させている。

また、国や県は対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図るとされている。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切り替えについても明確化している。

さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとされている。

本市では、国や県の計画に基づき平成21（2009）年4月に「南島原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、市行動計画を平成27（2015）年3月に策定し、令和2（2020）年4月及び令和3（2021）年1月に一部改定したところである。今般の政府行動計画（令和6（2024）年7月改定）及び県行動計画（令和7（2025）年3月改定）の内容を踏まえ、今回、市行動計画を作成する。

※政府行動計画及び県行動計画の13項目

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 国民（県民）生活及び国民（県民）経済の安定の確保

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

³ JIHS設立までの間、本政府行動計画における「JIHS」に関する記載は、JIHS設立前に相当する業務を行う「国立感染症研究所」若しくは「国立国際医療研究センター」又は「国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター」に読み替えるものとする。また、JIHSの果たす役割等については、第2部第3章第1節に記載している。

第1部
新型インフルエンザ等
対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められる。ワンヘルス・アプローチ⁴の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取り組みにより、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

⁴ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁵の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

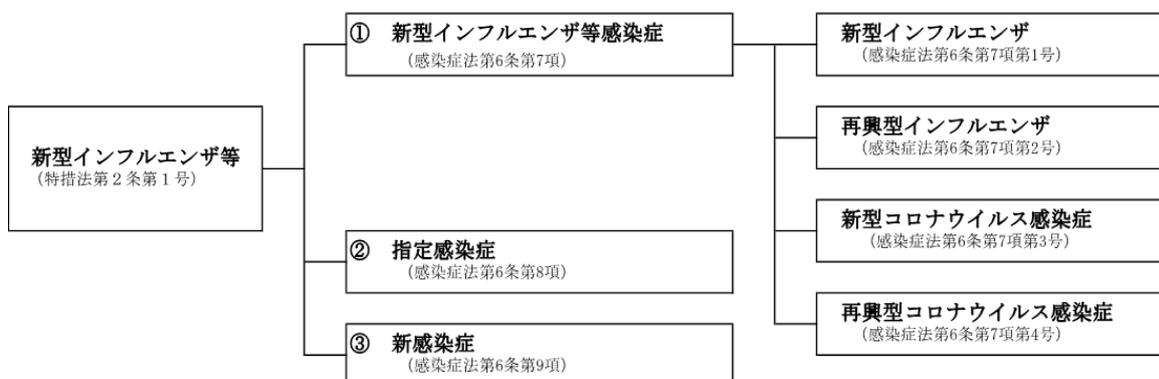
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性⁶が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定められたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁷（図1（P6））は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもので、次の①～③が定められている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁸
- ② 指定感染症⁹（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症¹⁰（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図1：特措法の対象となる新型インフルエンザ等



⁵ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁶ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁷ 特措法第2条第1号

⁸ 感染症法第6条第7項

⁹ 感染症法第6条第8項

¹⁰ 感染症法第6条第9項

第3節 市の感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法(昭和22年法律第5号)が改正され、令和5(2023)年9月に内閣官房に統括庁が設置された。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織とされている。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部が設置された。

さらに、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、令和7(2025)年4月にJIHSが設置された。

政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備する。

また、国は、政府行動計画や基本的対処方針の作成又は変更に当たっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議¹¹(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない¹²とされている。

県においては、県民の生命・健康や社会経済活動に大きな影響を及ぼす新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するため、平時の体制として、福祉保健部長を議長とする「新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行うこととされており、福祉保健部門を中心に、全庁あげての取り組みを行うとともに、各保健所及び環境保健研究センターにおいては、地域保健法の規定により策定する健康危機対処計画に基づき、対応体制の整備を行うこととされている。

市は、新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策を構築するため、平時には福祉保健部長を議長とする「新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「市推進会議」という。)」を設置し、国や県の対策の変更に対して体制の整備を行うこととされている。

市は、新型インフルエンザ等が確認された場合は、市行動計画に基づき、必要に応じて、市長を本部長とする「南島原市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)」を設置¹³し、対策の準備を進める。

¹¹ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

¹² 特措法第6条第5項、第18条第4項及び第70条の3第2号

¹³ 特措法第34,35条、南島原市新型インフルエンザ等対策本部条例

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

市では、平成25(2013)年6月に、「南島原市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、県行動計画に基づき、平成27(2015)年3月に「市行動計画」を策定した。

今般、令和7(2025)年3月に改定された県行動計画は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項が定められており、市行動計画は、この県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や市が実施する施策等を定め、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう改定する。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策での検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合、適時適切に市行動計画の見直しを行うものとする。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元（2019）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2（2020）年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認され、県内では同年3月に、市内では同年8月に初めて感染者が確認された。

また、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出されたことにより、市においては、令和2（2020）年3月16日に市対策本部を設置した。

市は、県の対応に準じて新型コロナ対応を行ったが、市の主な対策としては、ワクチン接種、感染予防拡大防止への呼びかけ、濃厚接触者へ生活支援事業の実施等、まん延防止対策を行った。

そして、県内及び市内感染者の確認から3年余り経過した令和5（2023）年5月8日、新型コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、同日に市対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第3節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために政府行動計画及び県行動計画に基づき行うものである。

国及び県において、新型コロナ対応を振り返り、課題が整理されており、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられている。

本市の振り返りにおいても同様の課題が挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、次の3つの目標を実現する必要があるとされた。

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 市民生活及び地域経済への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

第2部

新型インフルエンザ等対策の 実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市民の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁴。(県24)

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁴ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見及び国の対策も踏まえ、本市の地理的な条件、少子高齢化、公共交通機関の状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁵等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、本市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定、DXの推進、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、国等の動向を注視し直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における実施体制を強化し、迅速に対策を実施する。
- 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策について

はその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、市は、国、県、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、市と県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束¹⁶し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

¹⁵ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

¹⁶ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについて、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。（図2（P17））

○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、市対策本部が設置されて、

国により基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて対応する。

対応期については、以下の（B）から（D）までの時期に区分する。

- （B） 封じ込めを念頭に対応する時期
- （C-1） 病原体の性状等に応じて対応する時期
- （C-2） ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- （D） 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○ 対応期（B）：封じ込めを念頭に対応する時期

市対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、他市等における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切り替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期（C-1）：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止対策等を講ずる。

○ 対応期（C-2）：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づく対策に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期（D）：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組みの部分において、それぞれの時期

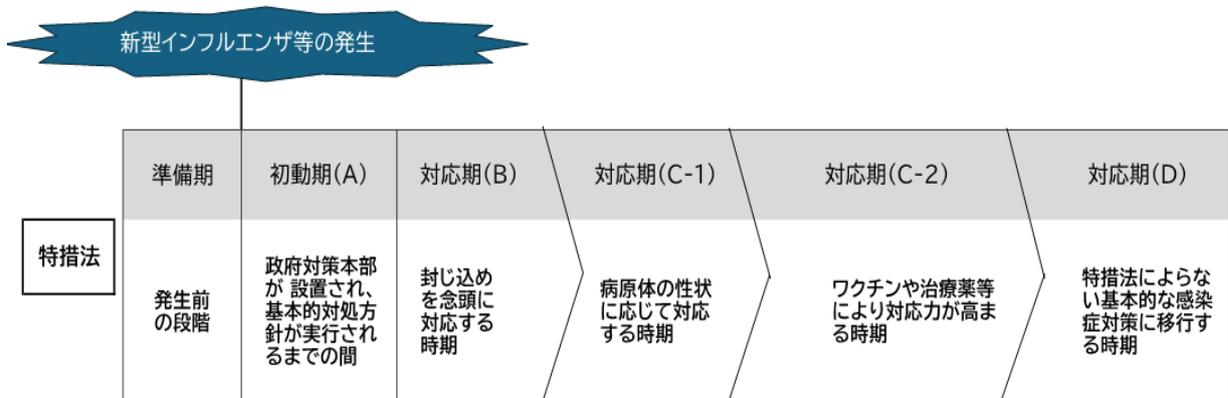
に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子ども¹⁷や若者、高齢者、障害者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図2：感染症危機管理における時期区分の考え方（イメージ）



¹⁷ 市行動計画では、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針～子どもまんなか社会を目指す子ども家庭庁の創設～」(令和3(2021)年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「子ども」という表記を使用する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症対策に携わる関係者や市民等に、次の感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く持ってもらうとともに、感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取り組みを進める。

(オ) 国と県及び市の連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と県、市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取り組みを進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた広報・啓発対策の切り替え

国等が対策を切り替えた場合、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスクについて広報・啓発対策を切り替える。市は、可能な限り科学的根拠に基づいた対応が必要となるため、平時からこうしたデータ収集の仕組みについて県と共有する。

（イ）市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止対策

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。しかし、医療提供体制が超える場合には、その影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意した対応を行う。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

国や県が情報提供する科学的知見の集積による病原体の性状、検査体制や医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に広報・啓発を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切り替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切り替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の理解を深めるため分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が行われた場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠について市民等に分かりやすく知らせる。

（3）基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁸。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（4）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（5）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部¹⁹は、政府対策本部²⁰、県対策本部²¹と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、特に必要と認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請²²する。

（6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

（7）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進める。また、市は、県と自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることを進める。そして、市は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（8）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

¹⁸ 特措法第5条

¹⁹ 特措法第34条

²⁰ 特措法第15条

²¹ 特措法第22条

²² 特措法第36条第2項及び第3項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²³。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁵。国は、こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁶（以下「閣僚会議」という。）及び関係省庁対策会議²⁷の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力で推進する。（県 39～）

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁸。

(3) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取り組みにおいては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関²⁹等で構成される感染症対策委員会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、感染法における予防計画に基づく取り組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(4) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチン接種や、市民生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市と緊密な連携を図る。

(5) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（6）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき³⁰、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（7）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³¹。

（8）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³²ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

（9）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³³。

23 特措法第3条第1項

24 特措法第3条第2項

25 特措法第3条第3項

26 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

27 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

28 特措法第3条第4項

29 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

30 特措法第3条第5項

31 特措法第4条第3項

32 特措法第4条第1項及び第2項

33 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、県行動計画の13の対策項目のうち、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る。

そのため、市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症及び感染危機に対する理解を深めるために必要に応じてICTを活用した情報提供を行うとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

また、有事には、相談窓口を通じて市民の感染症に関する意識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

市は、国及び県の取り組みに応じて、市民の生命及び健康を保護するためまん延防止対策への理解が得られるような基本的な感染対策の普及に取り組むとともに、国及び県と連携し、関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

④ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行い、県及び市は接種に当たり、国の事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

また、有事には、平時に検討した接種体制に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

保健所及び環境保健研究センター等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から県等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担っており、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、業務負荷の急増が想定される。

このため、市は、県から陽性者等の健康観察及び生活支援等の協力の求めに応じられるよう、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化を行う必要がある。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市が実施する新型インフルエンザ等対策が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は、平時から新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要に応じた準備を行うことを推奨する。

また、有事には、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済活動への影響に対し、必要に応じた対策や支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部

新型インフルエンザ等対策の 各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市一体となった取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(所要の対応)

1 実践的な訓練の実施

【福祉保健部・総務部】

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県や関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(行 56) (県 57)

2 市行動計画等の作成や体制整備・強化 【福祉保健部・総務部・関係部局】

(1) 市は、市行動計画を作成・変更する。また、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(行 57) (県 57)

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(行 57) (県 58)

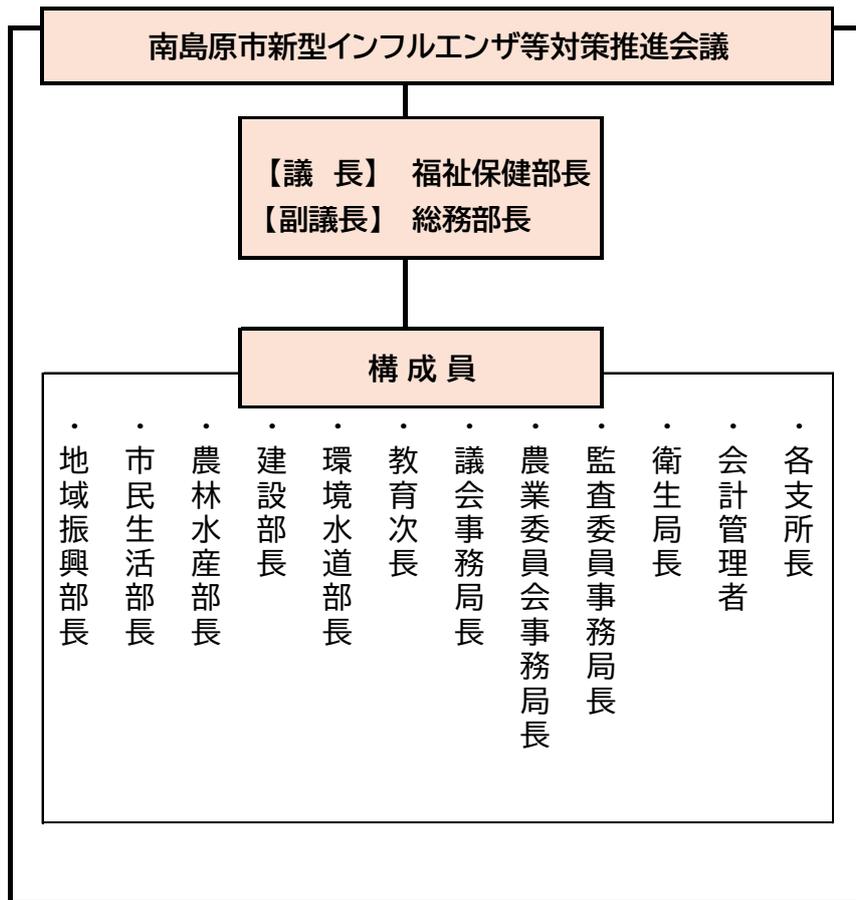
なお、市の業務継続計画の作成・変更に当たっては、市の業務継続計画 (BCP) との整合性にも配慮する。

(3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時における対策の構築のため、研修等を実施するとともに感染症対応部門と危機管理部門の連携強化を図る。

(4) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。特に国や JIHS、長崎県の研修等を積極的に活用しつつ、人材の確保や養成に努める。(行 58) (県 58)

(5) 市は、庁内体制として市推進会議において、部局間の連携を図り、発生時の対策に資する情報共有、また非常時対応体制の整備等を図る。(図 3 参照)

図3：南島原市新型インフルエンザ等対策推進会議



3 関係機関等の連携の強化

【全部局】

- (1) 市は、国、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(行 58) (県 58)
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の関係機関・関係団体と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(行 58) (県 58)

第2節 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等対策本部設置に向けた検討を行うとともに、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(所要の対応)

【福祉保健部・総務部・関係部局】

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部(図4参照)を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(行62)(県60)

(2) 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(行62)(県63)

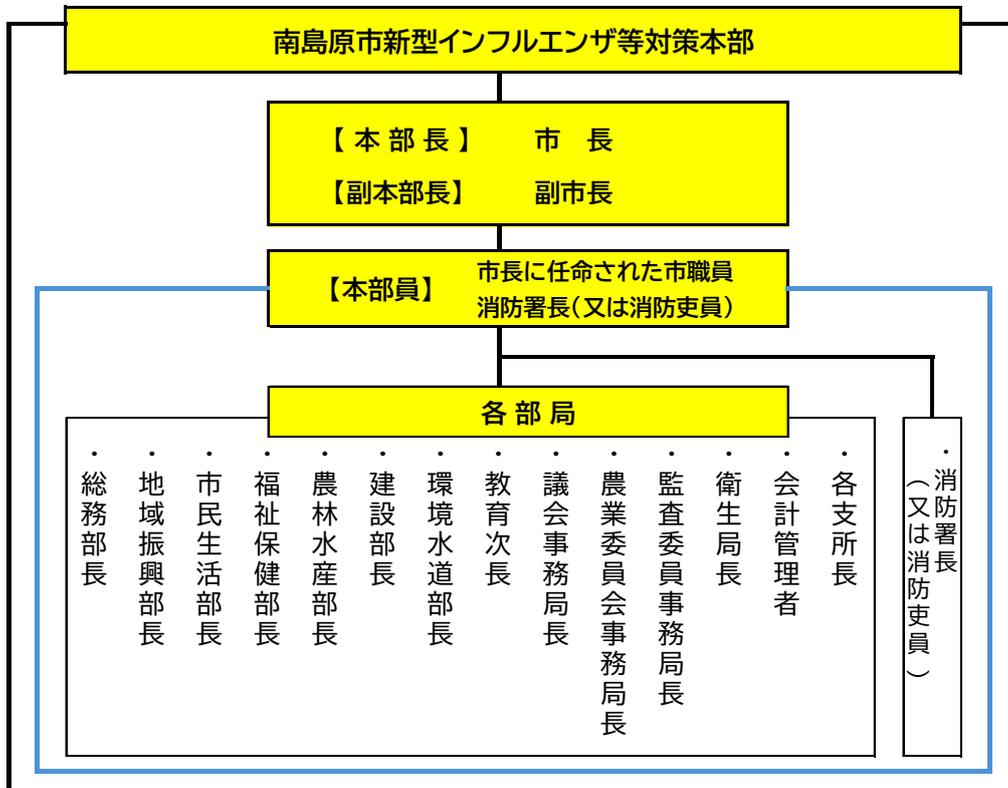
2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁴を踏まえつつ有効に活用することを検討とともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁵ことを検討し、所要の準備を行う。(行63)(県63)

³⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁵ 特措法第70条の2第1項。なお、新型インフルエンザ等の発生により、その財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあるものとして総理大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

図4：南島原市新型インフルエンザ等対策本部



第3節 対応期

(目的)

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、国の基本的対処方針に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り影響が出ないように感染症危機に対応することを目指す。

(所要の対応)

1 基本となる実施体制

【福祉保健部・関係部局】

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。(行 64) (県 65)

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁶を要請する。(行 66) (県 67)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める³⁷。(行 67) (県 67)

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援³⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保³⁹し、必要な対策を実施する。(行 67) (県 68)

2 緊急事態措置の検討等について

【福祉保健部・関係部局】

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁰。(行 69) (県 70)

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 【全部局】

(1) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴¹。（行70）

³⁶ 特措法第26条の2第1項

³⁷ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

³⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

³⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

⁴⁰ 特措法第36条第1項

⁴¹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(目的)

感染症危機管理において、対策を効果的に行うためには、国、県、医療機関、事業者、市民等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を通じて、可能な限り科学的根拠に基づいて、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高め、認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

(所要の対応)

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有

【福祉保健部・関係部局】

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市は、平時から国や県と連携をして感染症に関する基本的な情報・感染対策・発生時に取るべき行動等その他対策について、市民からの信頼を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設や学校及び職場等は集団感染が発生するため、地域において感染拡大の起点となりやすい。また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等は重症化リスクが高い集団感染が発生するおそれがあることから、庁内関係部局や近隣市間において、感染症や公衆衛生対策について十分な情報提供・共有を行う。特に、こどもに対しては、分かりやすい情報提供・共有を行う。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

【福祉保健部】

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや患者等に生活支援を行う。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報の提供を受けるとされている⁴²。有事における円滑

な連携のため、県と自宅療養者等に係る個人情報を提供するための覚書を締結する。(G22) (県 85)

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進 【福祉保健部・関係部局】

市は、感染情報の共有に当たり、情報の受け取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。あわせて相談窓口等を設置について準備を進める。(行 87) (県 85)

⁴² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

第2節 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(所要の対応)

1 情報提供・共有について

【福祉保健部・関係部局】

(1) 市における情報提供・共有

市は、国及び県の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、ほかの地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等について、市民等に分かりやすく情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(G22)

また、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

(2) 科学的知見等に基づく情報提供・共有

市は、国や県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしなが、市内の関係機関を含む市民等に対し、情報提供・共有を行う。

(3) 情報収集の掲載方法について

市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を閲覧できる市のホームページ等に掲載するなど周知に努める。

(4) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。

また、県と準備期に交わした覚書に基づく情報提供や、準備期に構築した体制に基づく情報提供・共有を行う。(G22)

2 双方向のコミュニケーションの実施

【福祉保健部、関係部局】

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民等へ周知を行う。また、Q&Aを公表し、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。あわせて、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。あわせて、市民に対して相談窓口等を整える。(行89)

第3節 対応期

(目的)

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(所要の対応)

1 情報提供・共有について

【福祉保健部・関係部局】

(1) 情報提供・共有

市は、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(G22)

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を継続して実施する。

また、県と準備期に交わした覚書に基づき、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行う。(G22)

2 基本の方針

【福祉保健部・関係部局】

(1) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、相談窓口等を継続する。(行 92)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護することを目的とする。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解が得られるように基本的な感染対策の普及に取り組む。

(所要の対応)

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

【福祉保健部・関係部局】

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(行 105) (県 98)

第2節 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(所要の対応)

1 市内でのまん延防止対策の準備

【全部局】

(1) 業務継続計画について

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(行 107) (県 100)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(目的)

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、平時から国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチン接種が円滑に実施できるよう、必要な準備を行う。

(所要の対応)

1 ワクチン接種に必要な資材

【福祉保健部】

市は、平時から予防接種に必要な資材(表1参照)の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(G7)

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

2 ワクチンの供給体制

【福祉保健部】

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(G8)

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

【福祉保健部】

市は、南高医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(行 121)

(2) 特定接種

【福祉保健部・総務部】

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち市民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(行 121)

- ② 特定接種の対象となり得る職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(G14)

(3) 住民接種

【福祉保健部】

市は、速やかにワクチンを接種する体制を構築するため、平時から以下の(ア)から(ウ)までの準備を行う。(行 122)

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種するための体制の構築を図る⁴³。(行 122)

- a 住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、南高医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。(G19)

- i 接種対象者数 (表2 参照)
 - ii 市職員の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保 (医療機関、市施設、保健センター等) 及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町間や、南高医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者福祉施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局と連携し、これらの者への接種体制を検討する。(G19)

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計 (総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊 婦	母子健康手帳届出数	C	
幼 児	人口統計 (1-6 歳未満)	D	
乳 児	人口統計 (1 歳未満)	E1	
乳児保護者*	人口統計 (1 歳未満) ×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計 (6 歳-18 歳未満)	F	
高齢者	人口統計 (65 歳以上)	G	
成 人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

- c 医療従事者の確保について、接種方法 (集団的接種・個別接種) や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、南高医師会等の協力を得

てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、南高医師会や医療関係機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。(G20)

- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師、看護師の配置に関する南高医師会への委託については、南高医師会と委託契約を締結し、南高医師会が運営することも可能であることに留意し、具体的な実施方法について準備を進める。(G20)

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。

(行 122)

- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、南高医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(行 122)

4 情報提供・共有

- (1) 市民への対応

【福祉保健部】

世界保健機構(WHO)が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy⁴⁴」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向の取り組みを進める。(G22)

- (2) 市における対応

【福祉保健部】

市は、定期の予防接種の実施主体として、南高医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。(G22)

- (3) 保健衛生以外の分野との連携 【福祉保健部・総務部・地域振興部・教育委員会】

福祉保健部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健衛生以外の分野、具体的には総務部、地域振興部との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33

年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取り組みに努める。(G23)

5 DXの推進

【福祉保健部・総務部・地域振興部】

(1) 国とのシステム連携

市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(G24)

(2) 接種対象者の登録

市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(G24)

(3) 予防接種事務のデジタル化

市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。(G24)

⁴³ 予防接種法第6条第3項

⁴⁴ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

第2節 初動期

(目的)

市は、国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

(所要の対応)

1 接種体制の構築 【福祉保健部】

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(行 129)

2 ワクチン接種に必要な資材 【福祉保健部】

市は、第4章第1節1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
(G29)

3 接種体制 【福祉保健部】

(1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、南高医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて南高医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(G30)

(2) 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等(表1(P46))の確保に向けた調整を開始する。(G31)
- ② 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(G31)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県と市福祉保健部が連携し行う(調整を要する施設等及びその被接種者数を取りまとめ等)。なお、接種会場のスタッフ、データ入力等、外部

委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
(G31)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は南高医師会等の協力を得て、その確保を図る。(G32)
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、南高医師会、近隣市、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市施設など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(G32)
- ⑥ 市は、高齢者福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、南高医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(G33)
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
(G33)
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おき（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。(G33)
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ南高医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の

従事者について役割を確認するとともに、県、南高医師会等及び地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取り引きのある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表1（P46）のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（G33）

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（G34）
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（G35）

第3節 対応期

(目的)

市は、準備期に引き続きワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係機関間で随時に見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(所要の対応)

1 ワクチンや必要な資材の供給

【福祉保健部】

(1) ワクチンの調整

市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(G37)

(2) ワクチンの割り当て

市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(G37)

(3) ワクチンの調整

市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(G38)

(4) 地域間の調整

市は、供給の滞りや偏在については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。(G38)

2 接種体制

【福祉保健部】

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(行 131)

(1) 特定接種

① 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえて、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(行 132)

(2) 住民接種

① 予防接種体制の構築

ア 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(行 132)

イ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(G42)

ウ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。(G42)

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(G42)

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者福祉施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。(G42)

カ 市は、高齢者福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等及び南高医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(G42)

(3) 接種に関する情報提供・共有

① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(行 132)

② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポ

ータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(G43)

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。(G43)

(4) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や南高医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(行 132)

(5) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(行 133)

3 健康被害救済

【福祉保健部】

(1) 健康被害給付の実施主体

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(G50)

(2) 健康被害救済の実施主体

住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。(G50)

(3) 予防接種健康被害救済制度についての情報提供・相談

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(G50)

4 情報提供・共有

【福祉保健部】

(1) 周知・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（行 134）
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（G45）
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要のあることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（G45）

(2) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（G46）

(3) 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。（G47）
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（G47）
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。（G47）
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

(目的)

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

(所要の対応)

1 連携体制の構築

【福祉保健部】

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は県と覚書を締結する。

(県 140)

第2節 対応期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画の準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(所要の対応)

1 主な対応業務の実施

【福祉保健部】

(1) 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(行 186)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(行 187)

第6章 物資

第1節 準備期

(目的)

感染症対策物資等は、有事には、まん延防止、ワクチン接種等を円滑に実施するために欠かせないものである。市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐために、必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(所要の対応)

1 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁵

【福祉保健部・総務部】

(1) 備蓄状況等を確認

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁷。（行192）

(2) 消防機関の備蓄

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（行193）

⁴⁵ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁴⁶ 特措法第10条

⁴⁷ 特措法第11条

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、県と連携し、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(所要の対応)

1 支援体制の整備

【全部局】

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(行 200)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(行 200)

(3) 物資及び資材の備蓄⁴⁸

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1の（1）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴⁹。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ⁵⁰。(行 201)

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(行 202)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
(行 202)

(5) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。(G3)

⁴⁸ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁴⁹ 特措法第10条

⁵⁰ 特措法第11条

第2節 初動期

(目的)

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

(所要の対応)

1 事業継続に向けた準備等の要請 【福祉保健部・総務部・関係部局】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状がみられる従業員等への休暇取得等の奨励、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- (2) 市は、市内事業者向けの支援制度の案内と提案を行う相談窓口を設置する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

【福祉保健部部・地域振興部・環境水道部】

市は、市民等に対し、生活関連物資の購入に当たって消費者として適切な行動と呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみを生じさせないよう要請する。

3 遺体の火葬・安置 【環境水道部】

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(行 204)

第3節 対応期

(目的)

市は、準備期での対応を基に、地域の状況を踏まえ、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

(所要の対応)

1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

【福祉保健部・地域振興部・環境水道部・教育委員会】

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（行 205）

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（行 205）

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵¹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。（行 205）

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（行 206）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（行 207）

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰や供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(行 207)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資・役務・市民経済上重要な物資・役務の価格の高騰や供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の規定に基づく措置、その他適切な措置を講ずる。(行 207)

(5) 埋葬・火葬の特例等

市は、以下の対応を行う。

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。(行 207)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(G4)
- ③ 市は、必要に応じて県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。(G5)
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(行 207)
- ⑤ 市は、必要に応じて遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(G6)
- ⑥ 市は、必要に応じて臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(G6)
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、必要に応じて当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(G6)

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

【地域振興部・環境水道部】

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(行 208)

(2) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

① 一般廃棄物の処理

新型インフルエンザ等緊急事態において、市民の衛生的な生活を維持するために、市は、関係機関、廃棄物関係事業者及び関係業界団体等と連携し、適正な一般廃棄物の収集・運搬・処理が確保できるよう必要な措置を講ずる。

② 安定した水の供給

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(行 208)

⁵¹ 特措法第45条第2項

用語集

(五十音順)

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画及び市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定 (P24)	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等 (P24)	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関 (民間検査機関や医療機関等) や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS) (P4)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 (2025) 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況 (患者及び病原体) のレベルやトレンドを把握することを指す。
再興型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 2 号)	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般的に現在の国民の大部分が当該感染症に

	対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
再興型コロナウイルス感染症感染症法第 6 条第 7 項第 4 号)	かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般的に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
市町	保健所設置市を含む市町
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。 本県では、ガス、鉄道、水運事業者等の社会インフラや医療、運送等に関連する事業者が指定地方公共機関として指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ(感染症法第 6 条第 7 項第 1 号)	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスの病原体とするインフルエンザであって、一般的に国民が該当感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型コロナウイルス感染症(感染症法第 6 条第 7 項第 3 号)	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般的に国民が該当感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当す

	る事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け取り手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地方公共団体	県外も含めた都道府県及び市町村をいう。
環境保健研究センター等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う長崎県が設置する地方衛生研究所（保健所設置市が設置する地方衛生研究所を含む。）をいう。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
県等	長崎県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）。
感染症対策委員会	長崎県において、感染症法第 10 条の 2 に規定する感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、県と保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として設置する都道府県連携協議会として位置付けた協議会。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	ある分野の情報を理解し、活用する能力。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5（2023）年5月8日に5類感染症に位置づけられた。

南島原市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、南島原市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

平成 27 年 8 月 21 日

訓令第 20 号

(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策を構築するため、南島原市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「市対策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市対策推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 南島原市新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）及び対応マニュアルの策定及び変更に関すること。
- (2) 行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた準備に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ等の市内発生に備えた総合対策の立案に関すること。

(組織)

第 3 条 市対策推進会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

2 議長、副議長及び構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、市対策推進会議を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市対策推進会議の会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、市対策推進会議の会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 市対策推進会議の庶務は、福祉保健部健康づくり課において処理する。

(一部改正〔令和元年訓令第 27 号・2 年 16 号〕)

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、市対策推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日訓令第 58 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 25 日訓令第 27 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日訓令第 16 号)

この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

（一部改正〔平成31年訓令58号・令和元年27号・2年16号〕）

構 成	職名
議 長	福祉保健部長
副議長	総務部長
構成員	地域振興部長 市民生活部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長 教育次長 議会事務局長 農業委員会事務局長 監査委員事務局長 衛生局長 会計管理者 各支所長

